

ダイビング講習契約

このダイビング講習はダイビングショップABC（東京都渋谷区恵比寿南〇-〇-〇。以下「当店」という）が企画・実行するダイビング講習であり、このダイビング講習に参加されるお客様は、当店とダイビング講習商品売買契約（以下「ダイビング講習契約」）を締結する事になります。また、ダイビング講習条件は、下記によるほか、別途お渡しする「ダイビング講習のご案内及び講習日程」というお申込確定書面によります。

1. ダイビング講習のお申込み及びご契約の成立時期

- (1) 所定の申込み書に所定の事項をご記入の上、下記④の講習代金を添えてお申込みください。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、eメールその他の通信手段でお申込みの場合は、当店が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込み書の提出と講習代金の支払をお済ませ下さい。
- (3) ダイビング講習契約は、当店が契約の締結を承諾し、講習代金を受領した時に成立するものと致します。
- (4) 講習代金（全講習費用+消費税）

2. ダイビング講習代金のお支払い

- (1) ダイビング講習代金は、講習開始日の前日からさかのぼって13日目に当たる日より前（お申し込みが実際の場合は、当店が指定する期日まで）にお支払ください。

3. お取消料

- (1) 各講習毎に適応取消料の明記がある場合は、その取消料を適応いたします。
- (2) ダイビング講習契約成立後、お客様の都合で参加を取り止めとする場合、学科講習、限定水域またはプール講習、及び海洋実習のそれぞれの講習工程の内、既に受領済みの講習工程がある場合は、取消料とは別に受領済みの講習工程に掛かる費用は返金致しません。
- (3) ダイビング講習契約成立後、お客様の都合で参加を取り止めとする場合、学科講習、限定水域またはプール講習、及び海洋実習のそれぞれの講習工程の内、既に受領済みの講習工程分の代金を差引き、未受領の講習工程（以下未受領講習工程という）に掛かる代金に対し、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		お取消料（お一人様）
未受領講習工程の講習開始日の前日から起算してさかのぼって ※講習開始日とは担当インストラクターが、直接対面指導に当たった初日を指す	① 14日目に当たる日以前の解除（日帰り講習にあつては11日目）	無料
	② 13日目に当たる日以降の解除（日帰り講習にあつては10日目）（③～⑥を除く）	未受領講習工程に掛かる講習代金から教材・商品代金を差引いた金額の20%
	③ 7日目に当たる日以降の解除（④～⑥を除く）	未受領講習工程に掛かる講習代金から教材・商品代金を差引いた金額の30%
	④ ダイビング講習開始日の前日の解除	未受領講習工程に掛かる講習代金から教材・商品代金を差引いた金額の40%
	⑤ 当日の解除（⑥を除く）	未受領講習工程に掛かる講習代金から教材・商品代金を差引いた金額の50%
	⑥ ダイビング講習開始後の解除または無連絡不参加	未受領講習工程に掛かる講習代金から教材・商品代金を差引いた金額の100%

4. 講習参加お取り消し後の教材・商品代金の返金について

- (1) 以下に該当する場合は、講習参加お取り消し後教材・商品の現品と引替えに、教材・商品の代金分を返金いたします。
 - ① 教材・商品を事前にお渡しした状態が維持され、代金と引替えに現品の返却がなされた場合。
 - ② 講習参加お取り消し日から起算して、経過時間が8日以内の場合。
- (2) 以下に該当する場合は、講習参加お取り消し後、教材・商品の代金の返金はできませんのでご注意ください。
 - ① 事前にお渡しした教材・商品の状態が、書込みがある、キズがある、折れ曲がり等が認められる等、お渡しした時点の状態が保たれていない場合。
 - ② 講習参加お取り消し日から起算して、9日以上経過後も、教材・商品の返却がない場合。

5. お客様の都合による、講習内容一部変更について

- (1) ダイビング講習日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として返金できませんのでご注意ください。
- (2) ダイビング講習内、知識の習得、練習事項の習得が計画時間内で充分習得頂けない場合、追加の講習を実施いたします。この場合、講習代金とは別に定める追加費用をお客様にご負担頂きます。

6. やむを得ず講習を変更または中止する場合について

- (1) 当店は、天災地変、宿泊施設を含むダイビングサービス機関等の講習サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当店の関与し得ない事由が生じた場合において、講習の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、講習日程、講習サービスの内容その他のダイビング講習契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更または中止することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明致します。
- (2) 上記（6-（1））に示す内容に於いてやむなく契約内容を中止する場合は、その時点でお客様が未だ未受領のサービスに掛かる費用は全額返金いたします。
- (3) 上記（6-（1））に示す内容に於いてやむなく契約内容を中止する場合は、その時点でお客様が既に受領済のサービスに掛かる費用は返金致しません。
- (4) 上記（6-（1））に示す内容に於いてやむなく契約内容を変更する場合、当店はお客様に代替案を提示し、代替案に掛かる費用が当初申し受けた講習代金に対し変動が生じた多場合は、その変動内容を説明し、代金が不足する場合は別途請求し、過多の場合は差額を返金致します。
- (5) 上記（6-（1））に示す内容に於いてやむなく契約内容を変更する場合、当店がお客様に代替案を提示し、代替案に掛かる費用が当初申し受けた講習代金に対し変動する事を説明した際、その代金請求をお客様が承諾できない場合は、講習の受領部分の記録をお客様に提供し、以後他店の講習参加を妨げないように致します。

7. お申込をお受けできない場合

- (1) 当店は、次に掲げる場合において、ダイビング講習のお申込をお受けできない場合があります。
 - ① 当店があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他のダイビング講習参加の条件を満たしていないとき。
 - ② ダイビング講習参加者数が募集予定数に達したとき。
 - ③ ダイビング講習参加者が他のダイビング講習参加者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - ④ 当店の業務上の都合があるとき。
 - ⑤ お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が講習代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。